

東京学芸大学紀要編集委員会要項について

制定理由：委員会の再編に伴い、所要の制定を行うものである。

東京学芸大学紀要編集委員会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東京学芸大学学術情報委員会規程（平成20年規程第5号。以下「規程」という。）第9条第2項の規定に基づき、学系ごとに置く東京学芸大学紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 編集委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 当該学系に所属する規程第4条第2号委員 2名
- (2) 当該学系の各講座主任
- (3) 第3条の委員長が委嘱する教員 若干名

(委員長等)

第3条 編集委員会に委員長及び副委員長を置き、前条第1号の委員の互選により定める。

(審議事項)

第4条 編集委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 東京学芸大学紀要（以下「紀要」という。）の編集及び編集計画の立案に関すること。
- (2) 紀要の原稿の整理に関すること。
- (3) その他当該学系における紀要の編集に関する事項

(庶務)

第5条 編集委員会に関する庶務は、当該学系が処理するものとする。

附 則

この要項は、平成20年4月23日から施行する。